

< 掲 載 文 書 >

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業に関するご案内（2024年1月9日掲載）

- 国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続に伴う値引き措置の延長について

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業に関するご案内（2023年9月25日掲載）

- 国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続に伴う値引き措置の延長について
- 電気需給約款[低圧]<取次用>以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）
2023年10月1日実施分

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業に関するご案内（2023年1月16日掲載）

- 国による電気・ガス価格激変緩和対策事業への参画について
- 電気需給約款[低圧]<取次用>以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）
2023年1月1日実施分

燃料費調整単価に関するご案内

- 燃料費調整単価のお知らせ

以上

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続に伴う値引き措置の延長について

拝啓 平素より当社電力サービスをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

当社は電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」といいます。）に、当社電力サービスの小売電気事業者である「株式会社ファミリーネット・ジャパン」が採択されたことを受け、2023年1月以降の使用分（2月検針分）の電気料金から、国が定める値引き単価（以下「値引き単価」といいます。）にもとづいた値引き措置を実施しております。（2023年1月16日、2023年9月25日にお知らせ掲載済み）

この度、本事業における国の方針に基づき、2023年12月使用分（2024年1月検針分）の電気料金まで実施していた値引き措置を、2024年5月使用分（6月検針分）まで延長することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本事業の継続に関してお客さまご自身でのお手続きやお申込みは不要です。

※本事業の概要は以下の経済産業省資源エネルギー庁の特設WEBサイトにてご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

敬具

記

(1) 本事業の対象となるお客さま

当社と電気需給契約があるお客さま

(2) 本事業の適用期間

2024年1月使用分（2月検針、3月請求分）から

2024年5月使用分（6月検針、7月請求分）までの電気料金

(3) 本事業の値引き単価について

以下の値引き単価を燃料費調整単価から差し引き、燃料費調整額を算定します。

・2024年1月使用分（2月検針分）から2024年4月使用分（5月検針分）までの値引き単価

従量電灯A マンション共用部の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	52.5円（税込）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3.5円（税込）

従量電灯A マンション共用部以外の場合

1キロワット時につき	3.5円（税込）
------------	----------

・2024年5月使用分（6月検針分）の値引き単価

従量電灯A マンション共用部の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	27.0円（税込）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	1.8円（税込）

従量電灯A マンション共用部以外の場合

1キロワット時につき	1.8円（税込）
------------	----------

※値引き単価反映後の燃料費調整単価は燃料費調整単価確定後に電気契約請求書等を通じてご案内いたします。

以上

2023年9月25日

エスリード建物管理株式会社
(小売電気事業者 株式会社ファミリーネット・ジャパン)

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の継続に伴う値引き措置の延長について

拝啓 平素より当社電力サービスをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

当社は電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」といいます。）に、当社電力サービスの小売電気事業者である「株式会社ファミリーネット・ジャパン」が採択されたことを受け、2023年1月以降の使用分（2月検針分）の電気料金から、国が定める値引き単価（以下「値引き単価」といいます。）にもとづいた値引き措置を実施しております。（2023年1月16日にお知らせ掲載済み）

この度、本事業における国の方針に基づき、2023年9月使用分（10月検針分）の電気料金まで実施していた値引き措置を、当面の間（本お知らせ掲載時点では2023年12月使用分（2024年1月検針分）まで）延長することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本事業の継続に関してお客さまご自身でのお手続きやお申込みは不要です。

※本事業の概要は[経済産業省資源エネルギー庁の特設WEBサイト](#)にてご確認ください。

敬具

記

(1) 本事業の対象となるお客さま

当社と電気需給契約があるお客さま

(2) 本事業の適用期間

2023年10月使用分（11月検針、12月請求分）から当面の間※の電気料金

※本お知らせ掲載時点では2023年12月使用分（2024年1月検針、2月請求分）まで

(3) 本事業の値引き単価について

以下の値引き単価を燃料費調整単価から差し引き、燃料費調整額を算定します。

従量電灯A マンション共用部の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	52.5円（税込）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3.5円（税込）

従量電灯A マンション共用部以外の場合

1キロワット時につき	3.5円（税込）
------------	----------

※値引き単価反映後の燃料費調整単価は燃料費調整単価確定後に電気契約請求書等を通じてご案内いたします。

(4) 値引き措置の延長に伴う「電気需給約款[低圧]<取次用>以外の供給条件」の変更について

値引き措置の延長に伴い「電気需給約款[低圧]<取次用>以外の供給条件」を一部変更いたします。

詳細は次ページの「電気需給約款[低圧]<取次用>以外の供給条件」をご参照ください。

以上

電気需給約款[低圧]＜取次用＞以外の供給条件
(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年10月1日実施

エスリード建物管理株式会社
(小売電気事業者 株式会社ファミリーネット・ジャパン)

料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この供給条件(以下「本供給条件」といいます。)は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(2022年10月28日閣議決定)にもとづき行なわれる電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下「本事業」といいます。)に係るものとして、当社が定める電気需給約款[低圧]<取次用>(2023年5月1日実施)(以下「当社が定める約款」といいます。ただし、当社が定める約款が変更された場合は、変更後の約款等をいいます。)にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) 本供給条件の適用期間は、本事業の実施期間にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者(以下、「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)に定める2023年11月分の計量期間または検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)の始期から2024年1月分の計量期間等の終期までといたします。ただし、本事業の変更により本供給条件の適用期間の終期以降も、本事業が継続されることになった場合、本供給条件の適用期間の終期は、変更後の本事業が定める期間までといたします。

2 料金の特別措置

当社が定める約款にもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、電気需給約款[低圧]<取次用> 15(従量電灯 A マンション共用部)または16(従量電灯 B マンション共用部)または17(低圧電力 マンション共用部)にかかわらず、電気需給約款[低圧]<取次用> 別表2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

3 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、電気需給約款[低圧]<取次用> 別表2(燃料費調整)(1)口にかかわらず、各契約種別ごとに次の算定式によって算定された値といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (2) \text{の基準燃料費調整単価} - (5) \text{の特別措置の燃料費調整単価}$$

- (2) 基準燃料費調整単価は、当社が定める約款各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (3) \text{の基準燃料価格}) \times (4) \text{の基準単価}$$

÷1,000

- (3) 基準燃料価格は、当社が定める約款のとおりといたします。
- (4) 基準単価は、当社が定める約款のとおりといたします
- (5) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、本事業の変更に
より特別措置の燃料費調整単価が変更になった場合は、特別措置の燃料費調整
単価は変更後の本事業が定める単価といたします。

イ 従量電灯 A マンション共用部の場合

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	52 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロ ワット時につき	3 円 50 銭

ロ イ以外の場合

1 キロワット時につき	3 円 50 銭
-------------	----------

4 その他

その他の事項については、当社が定める約款に定めるところによるものといたします。

附則(実施期日)

この供給条件は、2023年10月1日から実施いたします。

2023年1月16日

エスリード建物管理株式会社
(小売電気事業者 株式会社ファミリーネット・ジャパン)

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業への参画について

拝啓 平素より当社電力サービスをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

この度、当社電力サービスの小売電気事業者である「株式会社ファミリーネット・ジャパン」は国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「本事業」といいます。）」*に参加申請し、2023年1月4日に採択されました。

これに伴い、当社電力サービスについて、下記のとおり2023年1月以降の使用分（2月検針分）の電気料金から「国が定める値引き単価（以下「値引き単価」といいます。）」に基づき、電気の使用量に応じた値引きをいたします。また、本値引きについてお客さまご自身でのお手続きやお申込みは不要です。

※本事業の概要は[国のHP](#)にてご確認ください。

敬具

記

(1) 本事業の対象となるお客さま

当社と電気需給契約があるお客さま

(2) 本事業の適用期間

2023年1月使用分（2月検針、3月請求分）から

2023年9月使用分（10月検針、11月請求分）の電気料金

(3) 本事業の値引き単価について

以下の値引き単価を燃料費調整単価から差し引き、燃料費調整額を算定します。

- ・2023年1月使用分（2月検針分）から2023年8月使用分（9月検針分）の値引き単価

従量電灯A マンション共用部の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	105.0円（税込）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	7.0円（税込）

従量電灯A マンション共用部以外の場合

1キロワット時につき	7.0円（税込）
------------	----------

- ・2023年9月使用分（10月検針分）の値引き単価

従量電灯A マンション共用部の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	52.5円（税込）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	3.5円（税込）

従量電灯A マンション共用部以外の場合

1キロワット時につき	3.5円（税込）
------------	----------

※値引き単価反映後の燃料費調整単価は燃料費調整単価確定後に電気契約請求書等を通じてご案内いたします。

以上

電気需給約款[低圧]＜取次用＞以外の供給条件
(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年1月1日実施

エスリード建物管理株式会社

(小売電気事業者 株式会社ファミリーネット・ジャパン)

料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この供給条件は、当社が定める電気需給約款[低圧]〈取次用〉にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、2023年2月分の託送供給等約款に定める計量期間または検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)の始期から2023年10月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 料金の特別措置

電気需給約款[低圧]〈取次用〉にもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金は、電気需給約款[低圧]〈取次用〉 15 (従量電灯 A マンション共用部)または 16 (従量電灯 B マンション共用部)または 17 (低圧電力 マンション共用部)にかかわらず、電気需給約款[低圧]〈取次用〉 別表 2 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

3 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 電気需給約款[低圧]〈取次用〉にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、電気需給約款[低圧]〈取次用〉 別表 2 (燃料費調整) (1)口にかかわらず、各契約種別ごとに次の算定式によって算定された値といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (2)\text{の基準燃料費調整単価} - (5)\text{の特別措置の燃料費調整単価}$$

- (2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100) \times (3)\text{の基準単価} \div 1,000$$

- (3) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 従量電灯 A マンション共用部の場合

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

(4) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

イ 従量電灯 A マンション共用部の場合

		2023年2月分の計量期間等の始期から2023年9月の計量期間等の終期までの期間	2023年10月分の計量期間等
最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	105 円 00 銭	52 円 50 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

ロ イ以外の場合

	2023年2月分の計量期間等の始期から2023年9月の計量期間等の終期までの期間	2023年10月分の計量期間等
1 キロワット時につき	7 円 00 銭	3 円 50 銭

4 その他

その他の事項については、電気需給約款[低圧]〈取次用〉に定めるところによるものといたします。

附則(実施期日)

この供給条件は、2023年1月1日から実施いたします。その他の事項については、電気需給約款[低圧]〈取次用〉に定めるところによるものといたします。

燃料費調整単価のお知らせ（2024年3月分）

[単位：円]

			燃料費調整単価	電気・ガス価格激変緩和 対策事業にもとづく値引き額
従量電灯A マンション共用部	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	13.34 (65.84)	52.50
	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	0.89 (4.39)	3.50
従量電灯A マンション共用部以外	1キロワット時につき		0.89 (4.39)	3.50

※表記載の燃料費調整単価は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」にもとづく値引きを適用しております。

※（）内の数値は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引き適用前の燃料費調整単価です。

※表記載の数値は税込です。

燃料費調整単価のお知らせ（2024年4月分）

[単位：円]

			燃料費調整単価	電気・ガス価格激変緩和 対策事業にもとづく値引き額
従量電灯A マンション共用部	最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	13.83 (66.33)	52.50
	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	0.92 (4.42)	3.50
従量電灯A マンション共用部以外	1キロワット時につき		0.92 (4.42)	3.50

※表記載の燃料費調整単価は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」にもとづく値引きを適用しております。

※（）内の数値は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引き適用前の燃料費調整単価です。

※表記載の数値は税込です。